

新潟市ひきこもり相談支援センター多職種専門チーム事業実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、新潟市ひきこもり相談支援センター事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)第4条に規定する事業内容を補足、並びに強化するため、専門的知識及び経験を有する職種から構成される多職種専門チーム(以下「専門チーム」という。)を設置し、多様かつ専門的な観点から困難事例などに対して、助言等の事業を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は新潟市(以下「市」という。)とし、新潟市ひきこもり相談支援センター(以下「センター」という。)がその事務を所掌する。

(組織体制)

第3条 本事業を実施する専門チームの組織体制は、以下の通りとする。

(1) 専門チームを構成する専門的知識及び経験を有する構成員は、次の分野から選定する。

- ・医療
- ・法律
- ・心理
- ・福祉
- ・就労
- ・教育

(2) センター職員は、本事業における事務を兼ねると共に、専門チームの構成員としても活動する。

(対象者)

第4条 本事業における対象者は、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的(希薄)な状態にある方などで、ひきこもりの課題に加え、生活困窮や精神疾患、介護等の複雑化・複合化

した課題を抱え、多様かつ専門的な観点からの支援を必要としている方とする。

(事業内容)

第5条 本事業における事業内容は以下のとおりとする。

(1) 専門チームにおける課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理などについての助言

(2) 専門チームによる支援内容の検証及び評価並びに課題の抽出

(3) その他、必要とされる事項

(個人情報の取扱いについて)

第6条 本事業は原則として対象者を特定する個人情報の提供は求めないが、対象者から支援者が事前に承諾を得ている場合、又は専門チームにおいて、今後の支援のために個人情報の提供を求めることが適当と認めた場合において、対象者から個人情報の提供の承諾を得られた場合は、センター職員及び専門チーム内で情報共有を行うものとする。なお、対象者本人若しくは第三者の身体、生命等の保護が必要であり、かつ対象者本人及び保護者等の同意を得ることが難しい場合には、専門チーム内で情報共有を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 本事業に関わる者は、正当な理由なく、その職務に関して知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第8条 本実施要領に定めのない事項については、市がセンターと協議の上決定する。

附 則

(施行期日) この要領は令和8年4月1日から施行する。